（四十二）　核兵器の起爆又はその試験に用いられる物資であって、次に掲げるもの 1　三個以上の電極を有する冷陰極管 2　トリガー火花間げき 3　高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品 4　パルス用コンデンサー 5　パルス発生器 6　キセノンせん光ランプの発光装置 7　雷管若しくは多点点火装置又はこれらの作動装置 8　高性能爆薬又はその混合物 （四十三）　陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管 （四十四）　トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置 （四十五）　放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター （四十六）　放射線を遮へいするように設計した窓又はその窓枠 （四十七）　放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ （四十八）　トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物 （四十九）　トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置 （五十）　重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒 （五十一）　ヘリウム三	二	
（一）　軍用の化学製剤若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの原料となる物質であって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの （二）　軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの（一の項に掲げるものを除く。） 1　反応器 2　貯蔵容器 3　熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品 4　蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品 5　充てん用の機械 6　かくはん機又はその部分品 7　弁又はその部分品 8　多重管 9　ポンプ又はその部分品 10　焼却装置 11　空気中の物質を検知する装置又は検出器	三	
（一）　軍用の細菌製剤又はその原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット若しくは遺伝子であって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの （二）　軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であって次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの 1　物理的封じ込めに用いられる装置 2　発酵槽 3　遠心分離機 4　クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5　凍結乾燥器		

6　防護のための装置 7　粒子状物質の吸入の試験用の装置 8　細菌製剤散布用に設計した噴霧器 9　微生物又は毒素をマイクロカプセル状に加工するための装置	四	
ミサイル関連の物資であって次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの （一）　ロケット又はその製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この項において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 （二）　無人航空機 （三）　多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置、推力の方向を制御する装置若しくは弾頭若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 （四）　推進装置であって次に掲げるもの若しくはその部分品、モーターケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1　ロケット推進装置 2　ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン （五）　しごきスピニング加工機又はその部分品（一の項に掲げるものを除く。） （六）　サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプ若しくはこれに用いられる軸受 （七）　推進薬又はその原料となる物質（一の項に掲げるものを除く。） （八）　推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはその製造装置又はこれらの部分品 （九）　連続式若しくはバッチ式の混合機（液体用のものを除く。）又はその部分品 （十）　ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品 （十一）　複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品 （十二）　ノズルであって、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの （十三）　ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置 （十四）　アイソスタチックプレス又はその制御装置（一の項に掲げるものを除く。） （十五）　炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置 （十六）　ロケット又は無人航空機に用いられる構造材料であって、次に掲げるもの（一の項に掲げるものを除く。） 1　複合材料又はその成型品 2　人造黒鉛 3　タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉 4　マルエージング鋼 5　チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼 （十七）　ロケット若しくは無人航空機に用いられる装置であって次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品 1　加速度計 2　ジャイロスコープ 3　1又は2に掲げる物資を用いた装置 4　航法装置 5　磁気方位センサー		